

事 務 連 絡

令和8年2月19日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

〔公印省略〕

建築確認申請図書作成支援サービスの提供期間の延長等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省 住宅局より、「建築確認申請図書作成支援サービスの提供期間の延長等」について、周知依頼がありました。

昨年、「建築確認申請図書作成支援サービスの提供開始及び適切な建築確認申請の確保について（周知依頼）」（20251113_事務連絡）にてご案内しました、一般財団法人日本建築防災協会が提供する建築確認申請図書作成支援サービスについて、提供期間の延長及び利用回数上限の撤廃が行われることとなりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. サービス提供期間の延長について

令和8年3月9日（月）までを予定していた本サービスの提供期間が令和8年7月31日（金）まで延長されます。

2. 利用に係る回数制限について

1 アカウントにつき直近24時間で上限5回として儲けていた回数制限が撤廃されます。

3. 確認申請予定者への利用案内へのご協力について

確認審査の円滑化のため、建築確認申請の前に本サービスを利用して申請図書の記載事項について自己チェックし、申請図書の不備をできる限り削減した上で申請するようお願いいたします。確認申請予定者へ本サービスの利用を案内するためのチラシ（別添2）が作成されましたので、ご活用ください。

4. 問合せ先

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

TEL: 03-5253-8126

【添付資料】

別添1_国交省事務連絡

別添2_本サービスの評価対象としている建築確認申請図書の記載事項

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp